

# 改正省エネ法と工場等現地調査の概要

令和6年度工場等現地調査の実地方針より



私たちには持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

私たちにはカーボンニュートラルの達成手段として「管理標準」の作成を支援しています。

資源エネルギー庁ポータルサイト

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/)

資源エネルギー庁クラス分け制度

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html)

令和6年度工場等現地調査の実地方針について

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/kojochosa.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/kojochosa.html)

## ■ 令和6年度（2024年度）の工場等現地調査の実施方針について

（令和6年9月資源エネルギー庁 省エネルギー課）

経済産業省では、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に基づき指定を受けた特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括（以下「特定事業者等」という。）「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の★判断の基準」（以下「判断基準」という。）の遵守状況に関する調査（基準部分）を実施します。

令和6年度は事業者クラス分け評価制度に基づく「工場等現地調査」として特定事業者等の工場及び本社に対する調査について、事業所管省庁の協力のもと以下の方針で実施します。

特定事業者等の皆様には、調査実施機関から依頼文書をお送りし、エネルギー消費原単位の状況や省エネルギー活動の実態等について工場等を訪問し調査させて頂きます。調査後、原単位悪化の要因分析や改善提案、中長期計画内容の提案を記載した調査結果通知書を送付いたします。

★工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（経済産業省告示）より

[https://www.enecho.meti.go.jp>data>pdf\\_001.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp>data>pdf_001.pdf)

## 1. 調査の対象となる事業者

令和5年度(2023年度)に提出された省エネ法定期報告書において事業者全体のエネルギー消費原単位の平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)の5年度間平均原単位変化が以下のいずれかの要件に合致するため、事業者クラス分け評価制度において「Bクラス」に位置づけられた特定事業者等を対象とします。

### ※Bクラスの要件

- ① 事業者全体のエネルギー消費原単位及び電気需用最適化評価原単位の5年  
度間平均原単位が年1%以上低減できていない、かつ、令和3年度(2021年度)  
及び令和4年度(2022年度)の原単位が対前年度比で増加しているもの。
  
- ② 事業者全体のエネルギー消費原単位の5年度間平均原単位が105%を超ている  
もの。

## 2. 調査対象数

約230事業者

# 事業者クラス分け評価制度の概要

資源エネルギー庁資料より

提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS(優良事業者)・A(更なる努力が期待される事業者)・B(停滞事業者)へクラス分けします。

Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表されます。

Bクラスの事業者については判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」、「工場等現地調査」が行われる場合があります。

また、報告徴収、工場等現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラス(要注意事業者)となり指導等が行われます。

エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「合理化計画の作成指示」が行われます。

## ★ 事業者クラス分け制度

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html)

# 事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

資源エネルギー庁資料より

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

| Sクラス                    |
|-------------------------|
| 省エネが優良な事業者<br>(目標達成事業者) |

| Aクラス                             |
|----------------------------------|
| 省エネの更なる努力が期待される事業者<br>(目標未達成事業者) |

| Bクラス                        |
|-----------------------------|
| 省エネが停滞している事業者<br>(目標未達成事業者) |

| 【水準】 <sup>※1</sup>             |
|--------------------------------|
| ①努力目標達成<br>または、<br>②ベンチマーク目標達成 |
| 【対応】                           |
| 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。 |

| 【水準】                              |
|-----------------------------------|
| Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者 |
| 【対応】                              |
| 省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。  |

| Cクラス                      |
|---------------------------|
| 注意を要する事業者<br>(目標未達成事業者)   |
| 【水準】                      |
| Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分 |
| 【対応】                      |
| 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。  |

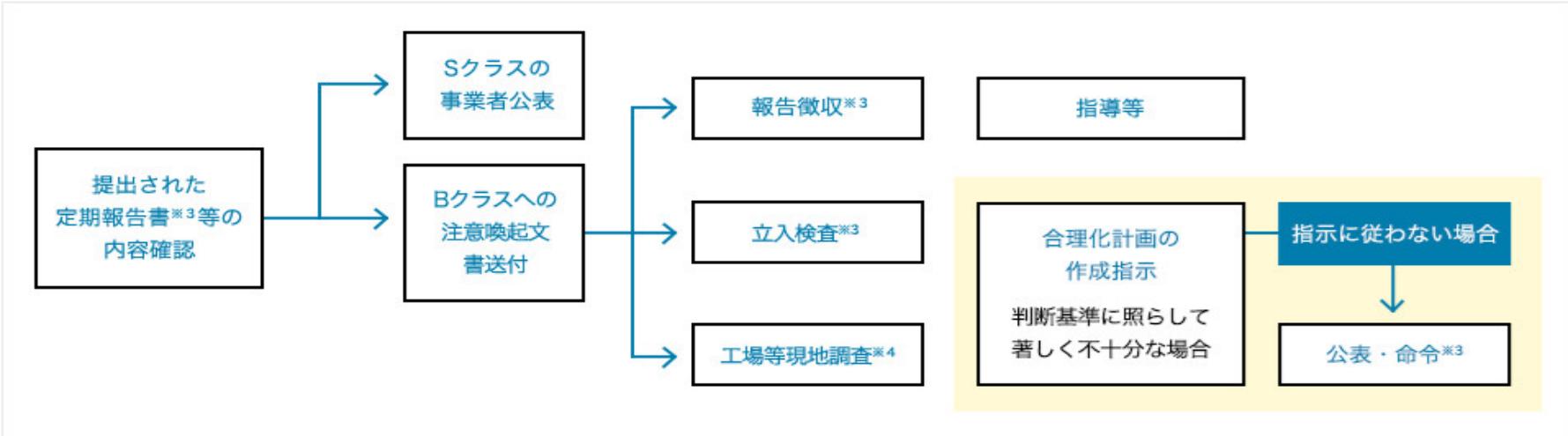
※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位又は5年度間平均電気需用最適化評価原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

# 行政によるチェック

資源エネルギー庁資料より



国としては、デジタル技術の活用により立入検査や工場等現地調査全体の効率化を図っており、あらかじめ検査・調査の前に電磁的記録による情報を求める場合、検査・調査時にオンライン会議システム・情報通信機器を使用して省エネ技術等に詳しい有識者からの助言等を求める場合があります。

※1 事業者クラス分け評価制度は、総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の取りまとめ（平成27年8月28日）に沿って、省エネ優良事業者を公表することで事業者に自らの省エネ取組状況の客観的な認識を促すことを目的として実施しているものです。

※2 事業者クラス分け評価制度では、評価の結果として、以下①②のいずれかを満たす事業者を省エネ優良事業者（Sクラス）としています。

- ① 定期報告書特定－第4表の記載に基づき、エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）又は電気需要平準化原単位の5年度間平均原単位変化が1%以上の低減であること
- ② 定期報告書特定－第6表の記載に基づき、ベンチマーク指標が目指すべき水準を達成し、ベンチマーク達成事業が事業者全体のエネルギー使用量の50%以上を占める場合であること

※3 「省エネ評価」の欄は、事業者をSクラスと評価する場合に限り、記載をするものです。

※4 「ベンチマーク達成分野」の欄は、省エネ法ベンチマーク制度の対象となる事業者が上記②を満たす場合に限り、その達成した分野名を記載をするものです。なお、分類方法の違いにより、ベンチマーク制度の対象分類と産業標準分類（中分類）は一致しません。

## → エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について

※5 本制度における評価は、特定事業者の工場・事業場におけるエネルギーの使用状況等に基づいた評価であり、必ずしも各業種におけるエネルギー使用状況等を反映したものとは限りません。

## 事業者のクラス分けの状況について（令和7年5月7日時点）

令和6年度提出の定期報告によるクラス分けの結果、Sクラスは52.7%(0.7%増)、Aクラスは31.8%(2.1%減)、Bクラスは15.5%(1.4%増)となりました。

| 全事業者※6             | Sクラス             | Aクラス             | Bクラス             |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 11,872<br>(11,960) | 52.7%<br>(52.0%) | 31.8%<br>(33.9%) | 15.5%<br>(14.1%) |

※6 令和6年度に提出された令和5年度実績の工場・事業場におけるエネルギー使用状況等に関する定期報告書について、令和7年5月7日時点で評価を行った結果を示したものとなります。

( )は令和5年度報告（令和4年度実績）の値。各クラスの割合は、クラス分けに必要な5年度間平均原単位変化が算出可能な事業者数を分母としています。

※令和7年4月18日、令和6年度報告（令和5年度実績）によるクラス分けの結果を追加しました。

下記ファイルでは、特定事業者等リストにおけるSクラス事業者について「☆」マークを付しています。

★ クラス分け事業者の確認は、下記で確認してください。

令和6年定期報告書分でご確認ください。省エネ法定期報告（2024年度提出分（2023年度実績））

### 3. 調査先の選定

上記1. で該当する

特定事業者等のうち、令和5年度に提出された省エネ法定期報告書において、以下の基準に基づき選定します。

- ① エネルギー使用量が多い。
- ② 中長期計画書のエネルギーの使用の合理化に関する計画事項及び期待効果に課題がみられる。
- ③ 省エネルギーの取り組みに以下の問題がある。
  - (ア) 工場判断基準の遵守状況が不十分。(特定-8表、指定-8表)
  - (イ) 5年度間平均原単位が大きく悪化。

ただし、以下に該当する特定事業者等は対象外とする。

- ★ 令和5年度に登録調査機関による適合書面の交付を受けているもの。
- ★ 令和5年度に本現地調査を実施したもの。

## 4. 調査の方法

### (1) 調査の概要

実施機関の調査員が指定した日時に、原則として、対象事業所において対面方式で調査を行います。

### (2) 現地調査の実施場所

#### ① 指定工場等を持つ特定事業者等の調査

上記3で選定した特定事業者等が持つ指定工場等のうち、省エネ法定期報告書  
**★指定-第8表の報告内容(判断基準の遵守状況)の評価結果が最も低い指定工場等**において調査を実施します。

なお、指定第8表の報告内容の評価結果が調査基準を下回る指定工場等が複数ある場合は、この調査を特定事業者全体の省エネの取組状況についての調査として実施することがあります。

#### ② 指定工場等を持たない特定事業者等の調査

上記3で選定した特定事業者等が持つ事業所のうち、特定事業者等全体のエネルギー消費原単位の悪化に最も影響を与えた事業所において調査を実施します。

**★指定-第8表を次ページに添付。**

## 指定一第8表

2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

| 対象項目（設備）             | 運転の管理等   | 計測及び記録   | 保守及び点検   | 新設・更新に当たっての措置   |
|----------------------|--|--|--|---|
| (1) 燃料の燃焼の合理化        | 燃料の燃焼の管理   | 燃料の燃焼に関する計測及び記録  | 燃焼設備の保守及び点検  | 燃焼設備の新設・更新に当たっての措置  |
|                      | 管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定           | 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定       | 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定       | □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した<br>□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない<br>□ 当該年度に設備を新設・更新していない |
|                      | 管理標準に定めている管理の状況<br><br>□ 実施している<br>□ 一部実施している<br>□ 実施していない | 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況<br><br>□ 実施している<br>□ 一部実施している<br>□ 実施していない | 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況<br><br>□ 実施している<br>□ 一部実施している<br>□ 実施していない |   |
| (2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化  | 加熱及び冷却並びに伝熱の管理   | 加熱等に関する計測及び記録  | 加熱等を行う設備の保守及び点検  | 加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置  |
|                      | 管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定           | 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定       | 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定       | □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した<br>□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない<br>□ 当該年度に設備を新設・更新していない |
|                      | 管理標準に定めている管理の状況<br><br>□ 実施している<br>□ 一部実施している<br>□ 実施していない | 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況<br><br>□ 実施している<br>□ 一部実施している<br>□ 実施していない | 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況<br><br>□ 実施している<br>□ 一部実施している<br>□ 実施していない |   |
| (2-2) 空気調和設備、給湯設備の管理 | 空気調和設備、給湯設備の管理   | 空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録  | 空気調和設備、給湯設備の保守及び点検   | 空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置   |
|                      | 管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定           | 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定       | 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況<br><br>□ 設定済<br>□ 一部設定済（　　%）<br>□ 未設定       | □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した<br>□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない<br>□ 当該年度に設備を新設・更新していない |

### (3) 調査の準備

調査対象候補となった特定事業者等に対し、実施機関から文書により調査へのご協力を要請させていただきます、調査の受入れ可否について実施機関にご返答ください。

調査の受入れを回答頂いた特定事業者等に対しては、調査候補日のご連絡に併せて事前調査書等の作成をご依頼いたします。

また、調査に先立ち、文書、ウェブサイト及び電話等で、対象の特定事業者等に調査の趣旨、事前調査書の作成方法等についてご説明いたします。

### (4) 現地調査の内容

調査当日、実施機関の調査員が、事前調査書に記載された特定事業者等の「原単位」悪化要因を確認し、事業所の設備(多数ある場合は主要設備)について、判断基準の該当する項目ごとに、管理標準等の設定状況及び遵守状況を、実施、一部実施、未実施の3段階で評価するとともに評点化し、中長期計画の作成方針及び取り組み状況等について調査を行います。

★ 中長期計画の作成方針及び取り組み状況等(非化石エネルギーへの転換に関する計画が追加されています。)

なお、4. (2)①で本社の調査も実施する対象事業者については、併せて、本社における工場等全体を俯瞰した省エネ推進の状況について調査(★特定第8表の報告内容等)を行うことがあります。

調査にあたっては、必要に応じて調査員から、管理標準の作成方法や工場等判断基準の解釈、原単位の分母の設定事例、設備更新の省エネ効果事例等に関する情報提供を行います。

この際、経済産業省資源エネルギー庁、所管経済産業局(地方支分部局を含む。以下同じ。)又は事業所管省庁(地方支局及び地方支分部局を含む。)の職員が必要に応じ調査に同行することがあります。

調査結果を踏まえた改善策を全社的に展開いただくために、調査当日は可能な限り、当該特定事業者等のエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者にご同席いただきますので、日程調整等ご協力をお願いします。

**★特定-第8表を次ページに添付。**

## 特定一第8表

特定一第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

| I エネルギーの使用の合理化の基準   |  |
|---------------------|--|
| I-1 全ての事業者が取り組むべき事項 |  |
| (1) 取組方針の策定         | <p>設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。<br/>取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 策定している<br/><input type="checkbox"/> 策定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 全て含めている<br/><input type="checkbox"/> 大半含めている<br/><input type="checkbox"/> 一部含めている<br/><input type="checkbox"/> 含めていない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない<br/>(整備完了予定年 年度)</p>  |
| (2) 管理体制の整備         | <p>設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 配置済み<br/><input type="checkbox"/> 一部配置している<br/><input type="checkbox"/> 配置していない</p>   |
| (3) 責任者等の配置等        | <p>(2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p>   |
| ①エネルギー管理統括者の業務      | <p>ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。</p> <p>イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。</p> <p>ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。</p> <p>エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p> |
| ②エネルギー管理企画推進者の業務    | <p>エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部実施している<br/><input type="checkbox"/> 実施していない</p>  |
| ③現場業務を管理する者の業務      | <p>ア. 設置している工場等ごとににおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方</p> <p><input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している<br/><input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している<br/><input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している</p>  |

## （5）調査結果の扱い

調査実施後、実施機関から対象特定事業者等へ判断基準遵守状況の評点を含む調査結果通知書を送付いたします。

なお、この判断基準の評点が低かった特定事業者等については、事後に所管経済産業局等による★1.指導または★2.立入検査が実施される場合があります。

本調査の集計・分析・評価結果については、個別特定事業者等の情報が特定されない形で調査報告書としてまとめた後公表します。

★1.省エネ法 第6条（指導及び助言）

★2.省エネ法 第166条第2項（報告及び立入検査）

## 5. 調査期間

令和6年9月～令和7年2月（予定）

## (指導及び助言)

第六条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は工場等において電気を使用して事業を行う者に対し、同条第三項に規定する指針を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

## (報告及び立入検査)

### 第百六十六条 第2項

経済産業大臣は、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に~~関し~~報告させ、又はその職員に工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 第九章 罰則

第一百七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項、第九条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項に違反して選任しなかつたとき。  
«特定連鎖化事業者に係る措置»  
第二十条第一項、二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項に違反して選任しなかつたとき。

第一百七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項、第十九条第二項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十五条第一項若しくは第二項の規定による提出をしなかつたとき。

# 管理標準のサンプル（PDF）を無料配布

ご希望の方は、

\* 会社名

\* ご担当者名

\* ご連絡先

\* 特定事業者番号

★「工場・事業場における省エネ法定期報告（2024年度提出分（2023年度実績））に基づく事業者クラス分け評価の結果」にて  
ご確認お願い致します。

\* は、必須項目になっておりますので誠に申し訳ありませんがご記載のない事業者様には配布しておりません。

よろしくご協力お願いします。なお、サンプルは、演習問題がついておりますので一度チャレンジしてください。

★ご回答を必要な事業者様は、サンプル配布後、回答要とメールでご返信ください。後日ご送付させていただきます。

## ■ご希望の資料

① 本社管理標準サンプル

② 専ら事務所等の管理標準サンプル（事務所・スーパー・病院・ホテル等）

③ 工場等の管理標準サンプル（製造業・廃棄物処理場等）

④ 回帰分析の回答

メール [info@npo-eesc.org](mailto:info@npo-eesc.org) へご連絡ください。

300社以上の事業者様に「管理標準」の作成実績があります。  
お気軽にご相談ください。

NPO法人環境・省エネサポートセンター  
「管理標準作成」支援チーム